

# 答 申

諮問第166号

## 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別表に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年6月10日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄の記載だけでは、公文書の特定が不十分であり、補正を求めたが、補正されず、公文書が特定できないためとの理由で、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年8月3日付け海建管第06110002号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年8月6日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、条例に違反するため、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、

おおむね次のとおりである。

諮問第69号答申は審査会が決定した内容であり、本件開示請求は答申に記載する内容について引用した文書の開示請求であった。「請求の対象となる公文書の特定ができないため」の理由による非開示決定は和歌山県の陰謀又は策略であり、県民に対するはかりごとに他ならない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の内容は別表のとおりであるが、実施機関は、請求対象公文書を平成13年海建第7110号と推測したが、公文書開示請求書中に「代理人作用文書」と記載があり、請求の対象となる公文書を特定することが困難であったため、平成27年6月18日付けの補正通知により異議申立人に具体的な公文書の確認を行った。これに対して、異議申立人から補正がなされなかったため、平成27年7月6日付けで再度補正通知を行った。これに対しても、異議申立人から補正はされなかった。

実施機関としては、本件開示請求の内容では、条例第6条第1項第2号に規定する「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載が不十分であり、公文書を特定することができないため、条例第11条第2項の規定により、非開示決定を行った。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対

する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件処分の妥当性について

実施機関によると、本件開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に記載された内容では、請求の対象となる公文書を特定することが困難であり、補正通知書を2回送付したが、異議申立人は補正を行わなかったため、結果的に実施機関は異議申立人が請求している公文書を特定することができなかったと説明する。

本件開示請求書の記載内容及び経緯から、実施機関の本件開示請求の対象公文書について特定ができないとの説明は特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が、本件開示請求に対して請求の対象となる公文書の特定ができないとの理由により非開示決定を行った本件処分は妥当である。

## 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過

平成27年9月9日	○諮問（実施機関）
平成27年10月23日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成29年2月28日	○審議
平成29年4月25日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成29年5月22日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成29年8月8日	○審議
平成29年8月21日	○審議

【別表】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成27年6月10日	諮問第69号答申第4実施機関の説明要旨本件開示請求をめぐる状況についての記載事実についての内、現存する海建第7110号は承諾書のない者の理由書と裁判記録様謄本でない文書、〇〇〇〇、〇〇〇と〇〇〇を目鏡で括った土地所在図が抜きとられた「地図訂正同意について、13、1、18起案文書」である。法務局へ申出時添付文書と同じ文書で抜きとられないままの代理人作用文書の写しの開示。